第十八條 本同盟の会計監査及財産管理に関する責任は本同盟役員を以て負ふものとす。

第二章 補則

第十九條 本規約は大会の決議を経るにあらざれば変更することを得ず

第廿條 本則は昭和三年四月十一日より之を施行す。

No.

昭和三年四月十四日－十五日

日本労働組合同盟昭和三年度大會

報告者 中川賢一